

静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための知事の権限に属する事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第70号

静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための知事の権限に属する事務に関する規則の一部を改正する規則

静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための知事の権限に属する事務に関する規則（平成12年静岡県規則第90号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(市町が処理することとされる事務)			(市町が処理することとされる事務)		
<p>第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>			<p>第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>		
(略)			(略)		
5	<p>条例別表 第1の66の 項(4)に掲げ る事務</p>	<p>静岡県魚介類等行商取締条 例施行規則（昭和34年静岡県 規則第63号。届書及び返納書 の様式に係る部分を除く。以 下この項において「規則」と いう。）の施行に関する次に掲 げる事務</p> <p>(1) 規則第3条第1項の規定 による届出の受付</p> <p>(2) 規則第3条第2項の承認</p> <p>(3) 規則第6条の規定による 返納の受付</p> <p>(4) 規則第7条の規定による 届出の受付</p>	5	<p>削除</p>	
6	<p>条例別表 第1の68の 項(8)に掲げ る事務</p>	<p>静岡県ふぐの取扱い等に関 する条例施行規則（昭和52年 静岡県規則第11号）第4条第 2号の講習会に係る受講の申 込みの受付</p>	6	<p>削除</p>	
(略)			(略)		
21	<p>条例別表 第1の143の</p>	(略)	21	<p>条例別表 第1の143の</p>	(略)

項(四)に掲げ る事務		項(四)に掲げ る事務	
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則中第2条の表21の項の改正は公布の日から、同表5の項及び6の項の改正は令和3年6月1日から施行する。